

平成 28 年度 第 5 回

愛南町定例農業委員会議事録

招 集 年 月 日	平成 28 年 8 月 24 日 (水) 16 時 00 分～16 時 30 分					
招 集 の 場 所	役場本庁 3 階 大会議室					
出席委員 <u>21 名</u> 欠席委員 <u>6 名</u>	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	和喜田 重則	出	15	太田 憲男	出
	2	畑田 藤志郎	出	16	土居 尚行	欠
	3	岡添 薫代	出	17	倉田 健二	出
	4	松本 隆	出	18	河野 仁	欠
	5	増崎 淳子	欠	19	大黒 富与	出
	6	宮本 俊三	出	20	山平 重治郎	出
	7	上田 來喜	欠	21	西崎 梅一	出
	8	佐藤 恵子	出	22	埜下 浩孝	出
	9	山口 深	欠	23	船平 晃	出
	10	山本 哲也	欠	24	赤松 作男	出
	11	和泉 壽男	出	25	山田 聡	出
	12	西口 孝	出	26	藤井 吟一郎	出
	13	門田 茂	出	27	谷口 八千代	出
14	山本 洋文	出				
議事録署名人	6	宮本 俊三		8	佐藤 恵子	
職務のため総会に 出席した者の氏名	事務 局長	吉村 克己		課長 補佐	松本 仁志	
会議の内容	議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 議案第3号 農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)					

平成 28 年度第 5 回愛南町定例農業委員会次第

議長(会長)	只今から平成 28 年度愛南町農業委員会第 5 回定例総会を開会致します。
会長	(会長挨拶)
事務局	それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。西崎会長、議事進行をお願い致します。
議長(会長)	それでは、これより本日の会議を開きます。 出席委員は 27 名中 21 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。 まず、日程第一、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に、6 番、宮本 俊三委員と 8 番、佐藤 恵子委員を指名致します。 それでは、日程第二、議案審議に入ります。 まず、議案第 1 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 1 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。 受付番号 3 番、柏 1380 番 1 外 1 筆、地目・面積は畑・559 m ² でございます。転用目的は農業用倉庫でございます。 また、農地の区分は農用地区域内にある農地で農振農用地と判断され、除外の申請中です。 受付番号 4 番、御荘深泥 107 番 2 外 1 筆、地目・面積は畑・17.9 m ² でございます。転用目的は進入路でございます。 また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で第 2 種農地と判断されます。 申請につきましては担当農業委員さんより調査書も提出頂いております。 以上 2 件でございます。ご審議宜しくお願い致します。
議長(会長)	只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。3 番お願い致します。
委員	申請地の上に倉庫が建っているんですが、そこが高速道路の買収にかかる

	<p>ようになったので、家の前あたりにある今回の申請地に倉庫を建てたいということです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。次に4番お願い致します。</p>
委員	<p>申請人が住宅の建て替えのために確認申請を出したところ、20年程前に町道の整備をするのに提供した土地の余りが農地として残っていたみたいで、本人も気づいてなかったそうです。今までずっと進入路として使っていたんですが、今回申請となりました。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p>
議長(会長)	<p>次に議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 10 番、御荘平城 2901 番 6、地目・面積は田・322 m²でございま</p>

	<p>す。転用目的は一般個人住宅でございます。</p> <p>また、農地の区分は市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で第3種農地と判断されます。</p> <p>受付番号 11 番、御荘平城 2747 番 1、地目・面積は畑・66 m²でございます。転用目的は駐車場でございます。</p> <p>また、農地の区分は市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で第3種農地と判断されます。</p> <p>受付番号 12 番、御荘平城 3331 番、地目・面積は畑・106 m²でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。</p> <p>また、農地の区分は市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で第3種農地と判断されます。</p> <p>受付番号 13 番、御荘平城 543 番、地目・面積は畑・105 m²でございます。転用目的は進入路でございます。</p> <p>また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。</p> <p>申請につきましては担当農業委員さんより調査書も提出頂いております。</p> <p>以上 4 件でございます。ご審議宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。10 番お願い致します。</p>
委員	<p>譲渡人と譲受人はご兄妹にあたります。譲受人の息子さんの為に住宅を建てたいということだったので、譲渡人が土地を提供するということのようなのです。場所は御荘文化センターの裏で、警察署から農免道路に抜ける道沿いになります。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。次に 11 番お願い致します。</p>

委員	<p>場所は御荘保育所の近くになります。40～50 年前から住宅が密集している地域でした。譲渡人と譲受人は奥さん同士が姉妹だそうです。20 年前から駐車場として譲渡人が譲受人に貸していたそうですが、今回売買ということで話がつきました。その際に農地であることに気づき、申請となりました。始末書もついてあります。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。次に 12 番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は南宇和高校の裏にお寺があるんですが、そのお寺の近くです。譲渡人と共同譲受人の一人が兄妹で、今回住宅を譲ることになって初めて、農地の上に建っていることを知ったそうです。もう築 40～50 年は経っているそうですが、委員会の承認が必要ということで申請となりました。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。次に 13 番は私が地元委員ですのでご説明させていただきます。</p>
議長(会長)	<p>譲受人は商店を営んでいるんですが、元々ある倉庫が手狭になったのと、土地が低いので津波の心配があるということで、譲渡人の土地を購入することにな</p>

	<p>りました。場所は、サンパールから長洲の方に抜けていく細い道があるんですが、その道沿いになります。現在は、除草はしているようですが耕作はしていませんでした。以上です。ご審議の程、宜しくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p>
議長(会長)	<p>次に議案第3号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 141 番は再設定で、中川 1997 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・1,475 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 142 番は再設定で、中川 1119 番 1、地目・面積は田・264 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 143 番は再設定で、中川 1134 番 1、地目・面積は田・340 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 144 番は再設定で、中川 357 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・865 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 145 番は再設定で、御荘長月 268 番 1 外 2 筆、地目・面積は田・6,150 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 146 番は再設定で、御荘長月 629 番 1、地目・面積は田・1,448 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 4 年 9 ヶ月でございます。</p> <p>受付番号 147 番は再設定で、御荘長月 48 番 1、地目・面積は田・893 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 148 番は再設定で、上大道 202 番外 2 筆、地目・面積は田・4,971</p>

m²、賃貸借で生産物は水稲・たばこ、期間は3年でございます。

受付番号149番は再設定で、上大道276番外2筆、地目・面積は田・3,989 m²、賃貸借で生産物はたばこ、期間は3年でございます。

受付番号150番は再設定で、上大道184番外1筆、地目・面積は田・2,049 m²、賃貸借で生産物はたばこ、期間は3年でございます。

受付番号151番は再設定で、中川1215番1、地目・面積は田・723 m²、賃貸借で生産物は水稲・たばこ、期間は5年でございます。

受付番号152番は再設定で、中川1212番1、地目・面積は田・1,000 m²、賃貸借で生産物は水稲・たばこ、期間は5年でございます。

受付番号153番は再設定で、御荘菊川1206番1、地目・面積は田・73 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は5年でございます。

受付番号154番は再設定で、御荘菊川1457番1外2筆、地目・面積は田・3,023 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は5年でございます。

受付番号155番は再設定で、御荘長月971番外2筆、地目・面積は田・4,578 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は5年でございます。

受付番号156番は再設定で、御荘長月1286番1、地目・面積は田・1,393 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は5年でございます。

受付番号157番は再設定で、御荘深泥663番外2筆、地目・面積は畑・1,220 m²、使用貸借で生産物は野菜、期間は5年でございます。

受付番号158番は再設定で、御荘深泥676番、地目・面積は畑・1,167 m²、使用貸借で生産物は野菜、期間は5年でございます。

受付番号159番は再設定で、御荘深泥673番、地目・面積は畑・1,038 m²、使用貸借で生産物は野菜、期間は5年でございます。

受付番号160番は再設定で、御荘和口15番外2筆、地目・面積は田・2,544 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は5年でございます。

受付番号161番は新規で、御荘平城4188番1、地目・面積は田・886 m²、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は5年でございます。

受付番号162番は新規で、御荘平城4187番1、地目・面積は田・882 m²、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は5年でございます。

受付番号163番は新規で、御荘菊川1269番1外2筆、地目・面積は田2筆・1,977 m²、畑1筆・500 m²、使用貸借で生産物は野菜、期間は5年でございます。

受付番号164番は新規で、御荘菊川356番外3筆、地目・面積は畑・8,124 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は10年でございます。

受付番号165番は新規で、広見2769番外3筆、地目・面積は畑・4,728

	<p>m²、賃貸借で生産物は野菜、期間は10年でございます。</p> <p>受付番号166番は再設定で、僧都601番3外7筆、地目・面積は田・6,327m²、賃貸借で生産物は水稻・果樹、期間は5年でございます。</p> <p>以上いずれの案件におきましても農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。</p>
議長(会長)	<p>以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての議案の審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。</p>

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議 長 西 崎 梅 一

議事録署名人

議事録署名人